

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用により、質の高い医療提供につとめております。

当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

なお、令和6年12月1日より、診療報酬改定に伴い、下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時	医療情報取得加算	1点
再診時 (3月に1回)	医療情報取得加算	1点

○マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。